

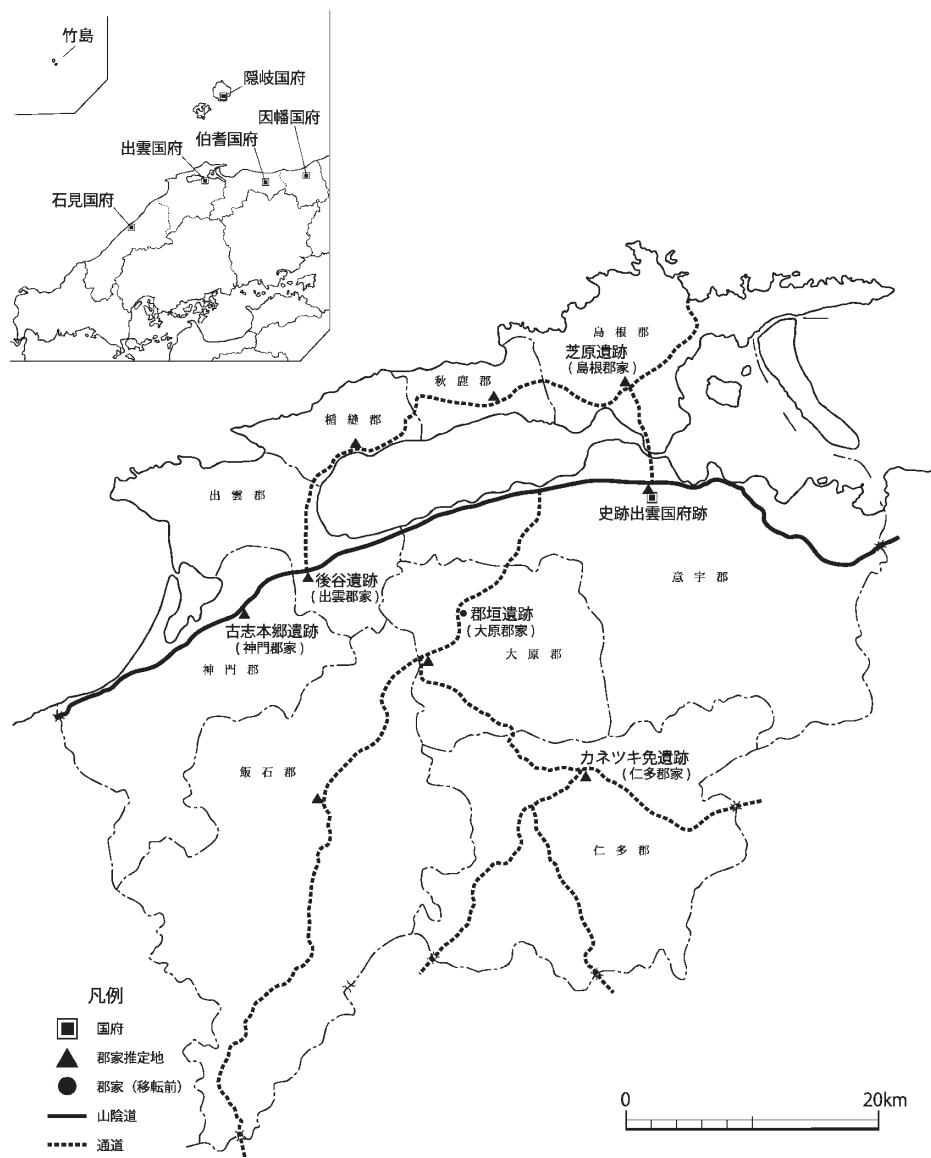
出雲国府跡出土小札のX線CT調査

吉松優希

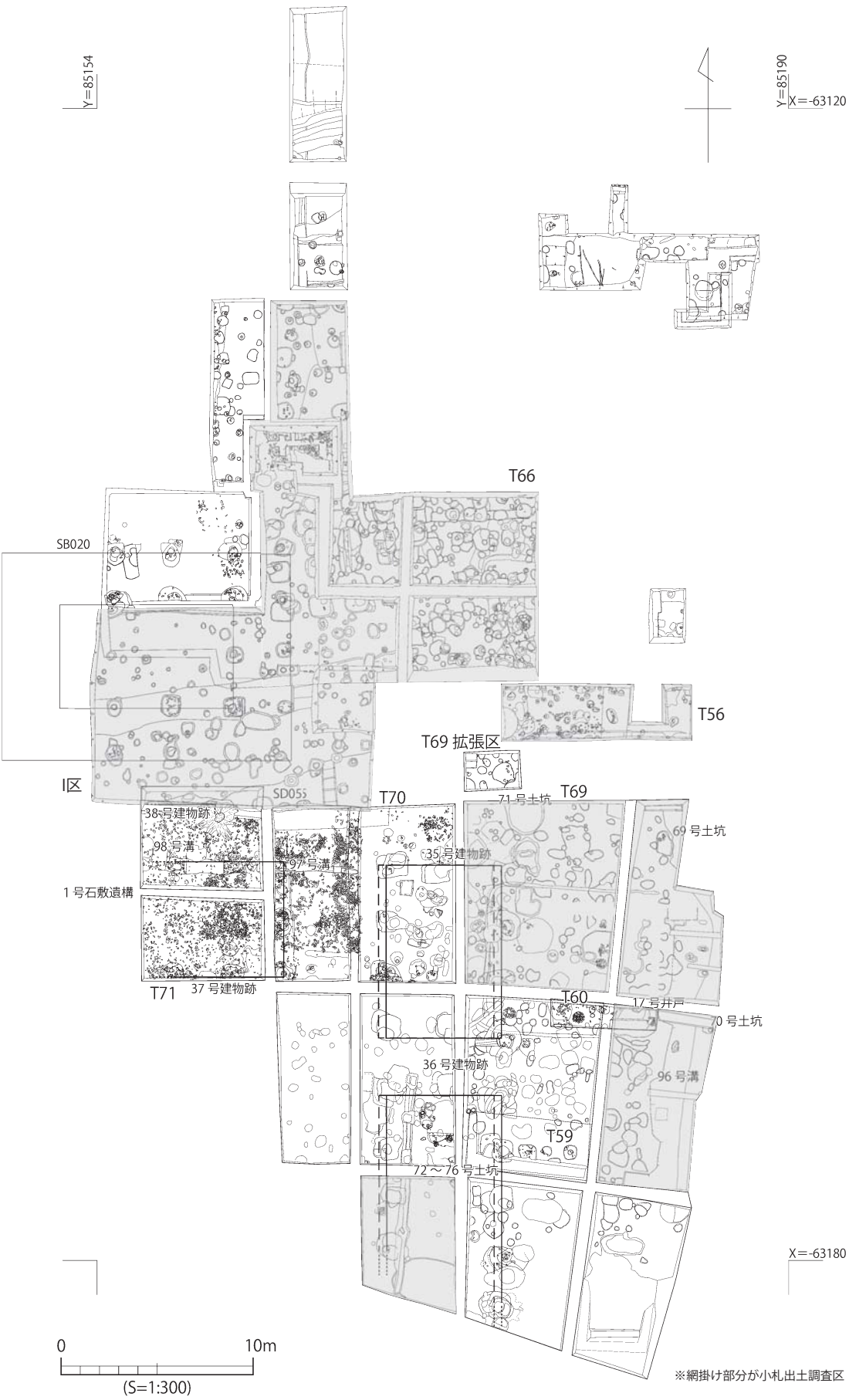
はじめに

出雲国府跡は松江市大草町に所在する官衙遺跡で、1971（昭和46）年に国史跡に指定されている。これまで50年以上に及ぶ発掘調査成果が蓄積されている。近年の発掘調査によって政庁域の主要建物やその配置、変遷など、その実態が徐々に明らかになりつつある。

出雲国府跡の発掘調査の中で出土した遺物に小札がある。すでに報告書（島根県教育委員会2023『史跡出雲国府跡』11）でその概略については公開されている。今回、この小札について、X線CT調査を実施する機会を得たので、その成果をもとに出雲国府跡出土小札について検討したい。



第1図 史跡出雲国府跡位置図 (S = 1:60,000) (島根県教委2023を一部改変)



第 2 図 史跡出雲国府跡小札出土調査区 (S=1 : 300) (島根県教委2023を一部改変)

第 1 表 史跡出雲国府跡出土小札一覧表（島根県教委2023 を一部改変）

No	挿図番号	地区	調査区	遺構・層位	状態	全長 (cm)	最大幅 (cm)	頭部形状	鍼孔列	第 3 鍼孔	下掘孔・ 覆輪孔数	津野分類	出雲国府	備考
1	11-78-6	六所脇	T70東 3 区	攪乱 4	小片		2.1		1 列	○		二型小札	A-1	綴孔
2	11-78-7	六所脇	T70東 3 区	攪乱 4	小片		1.9					二型小札	A-1	孔不明
3	11-43-11	六所脇	T69西 1 区	71号土坑	2 枚重ね		2			○		二型小札	A-1	
4	5-69-20	六所脇	I 区	IQ09黒色ピット			2		1 列	○	1列2孔	二型小札	A-1	布巻き
5	11-38-7	六所脇	T69東 2 区	96号溝下層	3 枚重ね		2		1 列		3列3孔	二型小札	A-2	綴孔
6	10-9-14	六所脇	T56（東）	第 1 整地層（19層）	2 枚重ね		1.8以上	円頭	1 列			二型小札	A-2	
7	10-9-14	六所脇	T56（東）	第 1 整地層（19層）	2 枚重ね		2.1					二型小札	A-2	綴孔のみ
8	10-9-14	六所脇	T56（東）	第 1 整地層（19層）	小片		1.9以上					二型小札	A-2	綴孔？
9	10-9-14	六所脇	T56（東）	第 1 整地層（19層）			2.3				2列2孔	二型小札	A-2	
10	10-9-14	六所脇	T56（東）	第 1 整地層（19層）	2 枚重ね		2.1				2列2孔	二型小札	A-2	綴孔
11	10非掲載	六所脇	T56（東）	にぶい黄褐色土 （9 層）	小片		1.8以上							綴孔
12	10非掲載	六所脇	T56（東）	にぶい黄褐色土 （9 層）	小片		2以上							孔不明
13	10非掲載	六所脇	T56（東）	にぶい黄褐色土 （9 層）			2				1列1孔	二型小札	A-2	
14	11-68-9	六所脇	T69東 1 区	整地層（検出面）	3 枚重ね	7.7	1.2	非円頭	1 列	○	2列2孔	三型小札	B	有機質残存？
15	11-66-5	六所脇	T69西 1 区	近現代の造成土 （暗褐色土）	3 枚重ね		1.3	非円頭	1 列			三型小札	B	綴孔
16	10非掲載	六所脇	T56（東）	にぶい黄褐色土 （9 層）	小片		1.3		1 列	○		三型小札	B	
17	10非掲載	六所脇	T66	耕作土			1.3		1 列	○	1列1孔	三型小札	B	
18	11-68-10	六所脇	T69東 2 区	整地層（検出面）			3.4							

※全長・最大幅は 1 枚あたりの小札の数値

1 出雲国府跡出土小札の概要

出雲国府跡から出土した小札については、『史跡出雲国府跡』11で報告されている（島根県教委2023）。以下の概要は、報告書の記述にもとづくものである。出雲国府跡からは同一個体の可能性があるものも含め、18点の小札が出土している。出土地点は昭和調査区I区（1970年調査区）、T56（2015年調査区）、T66（2016年調査区）、T69（2018年調査区）、T70（2019年調査区）で、いずれも六所脇地区からの出土である。六所脇地区は建物配置や建物の構造から政庁域に位置づけられている。

出土層位は整地層を覆う近現代の耕作土や造成土、攪乱などから出土しているほか、遺構内（71号溝、96号溝下層、IQ19黒色ピット⁽¹⁾）、整地層中から出土している。整地層はT56では第 1 整地層（平安時代以降の整地層）、T69東 1・2 区では第 2 整地層（奈良時代の遺構検出面）から出土している。

これらの出土小札は、以下のとおり、主に 2 つに分類されている。

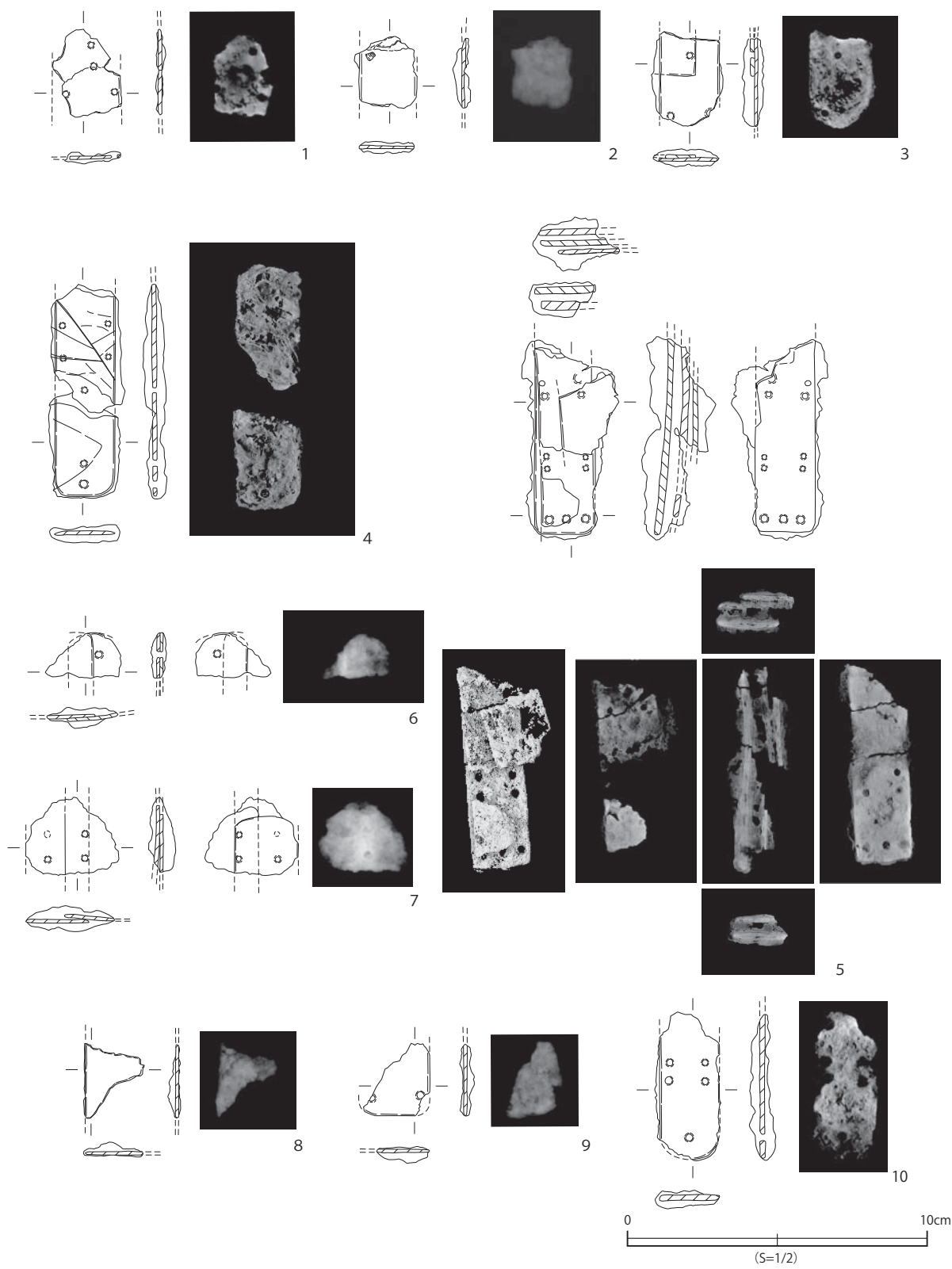
【出雲国府A類】：1 枚あたりの最大幅1.8～2.1cm で第 3 鍼孔や下掘孔・覆輪孔が確認できるもの。そのうち、第 3 鍼孔が確認できるものをA-1、確認できないものをA-2。

【出雲国府B類】：1 枚あたりの最大幅1.2～1.3cm のものでいずれも第 3 鍼孔が確認できるもの。

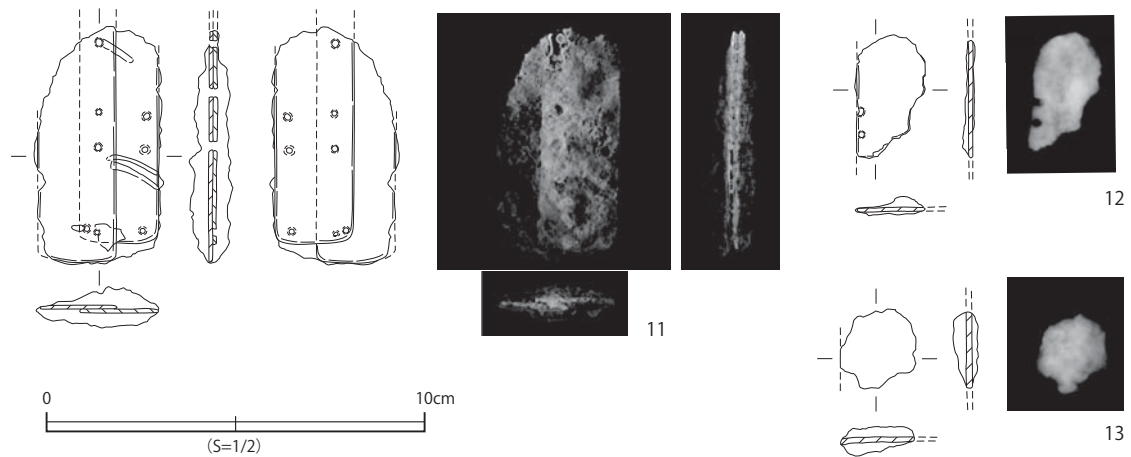
このうち、出雲国府A類は津野仁氏の二型小札（7 世紀後葉～8 世紀前葉）、出雲国府B類（8 世紀中葉）は津野仁氏の三型小札に対応する（津野2011）。この時期の小札は 8 世紀中葉まで札幅が狭くなり⁽²⁾、その後再度幅が広がる変遷が示されているほか、第 3 鍼孔の消失と、下掘孔・覆輪孔などが変化の方向性として指摘されている（津野2011）。このことから、出雲国府跡で出土している小札は、7 世紀後葉～8 世紀中葉に位置づけられるものであり、時期の異なる 2 時期（型式）の小札が出土しているということになる。

2 出雲国府跡出土小札の X 線 C T 調査

出雲国府跡出土小札のX線CT調査は、2022年 7 月26～28日にかけて、九州歴史資料館の協力のもと実施した。



第3図 史跡出雲国府跡出土小札実測図 (S = 1 : 2) (島根県教委2023 を一部改変)



第4図 史跡出雲国府跡出土小札実測図2 (S=1:2) (島根県教委2023を一部改変)

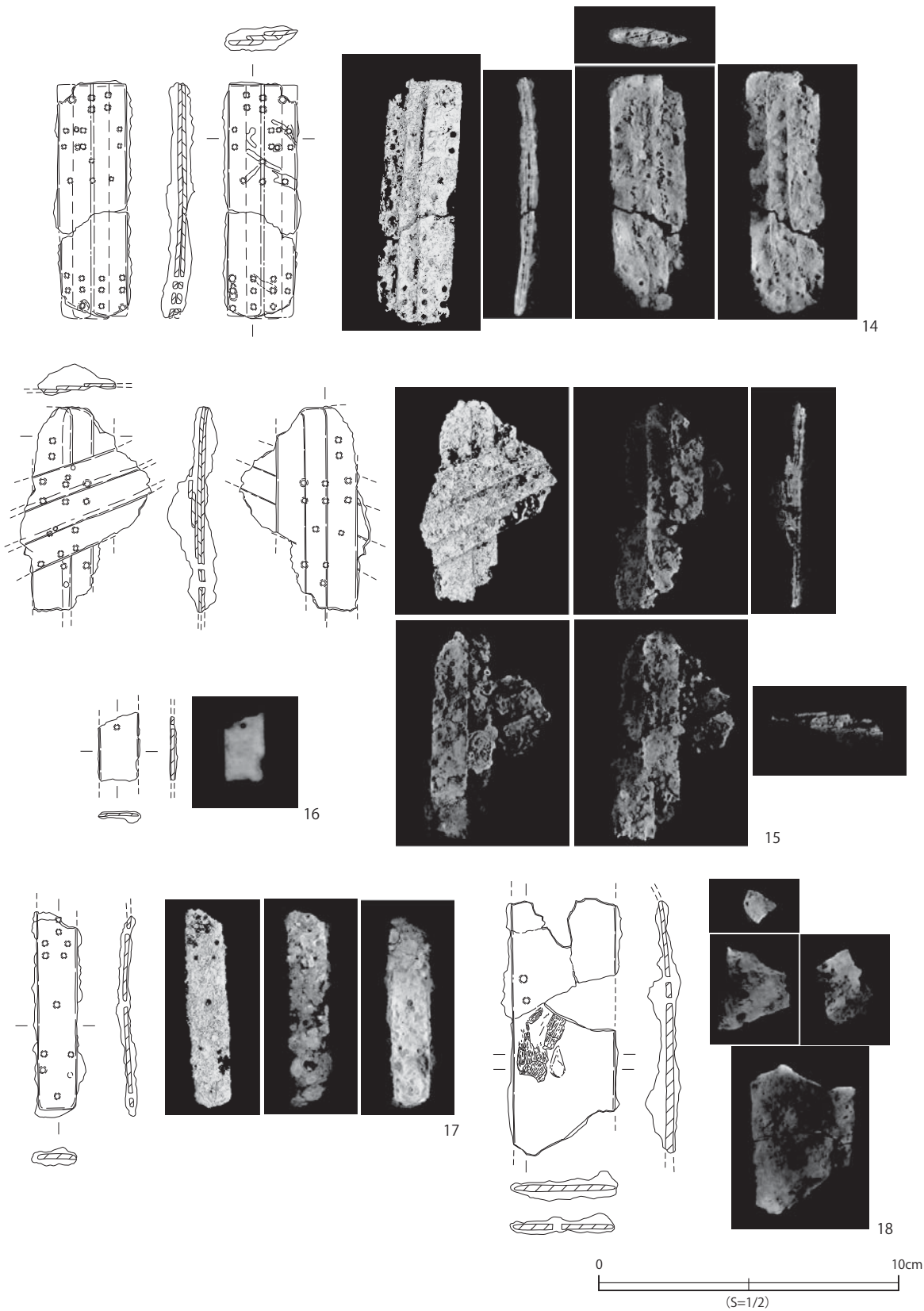
X線CT調査やその観察の成果をもとに、基本的な情報の整理をする。X線CT調査は複数枚の小札が重なっているものやX線写真撮影でなんらかの付着物の可能性が指摘されるものを優先した。そのため、出土小札（第3図～第5図）のうち、X線CTを撮影したもの（第3図1、3～5、10、第4図11、第5図14、15、17、18）はその成果を、それ以外のもの（第3図2、6、7、8、9、第4図12、13、第5図16）についてはX線写真撮影をした画像を掲載している。

今回のX線CT調査で新たな知見が得られたのは、第3図3～5、第4図10、第5図14、15、17、18である。以下にその概要を示す⁽³⁾。第3図3、5、第4図10、第5図14、15、17、18は緘孔や綴孔など、主に孔の確認・修正を行った。第3図4は、覆輪孔を追加している。この小札については、全体を布で巻かれている痕跡を確認した。表面は錆に覆われており、現状では布の形状や材質などは確認できていない。第3図5は不明瞭であった綴孔や下捌孔・覆輪孔を確認した。新たに確認した下捌孔・覆輪孔は3列3孔である。下捌孔・覆輪孔を確認したことから、報告書の掲載図から天地を修正している。第3緘孔は不明瞭であり、現状での判別は難しい分類としてはA-2類にあたる⁽⁴⁾。第4図11は綴孔、下捌孔・覆輪孔を修正・追加した。この小札は2枚重ねの状態出土しており、綴孔付近から斜め方向に有機質（紐か）の可能性のある痕跡がX線CT画像でみられる。表面は錆に覆われており、材質などの観察はできていない⁽⁵⁾。

第5図14は3枚重ねの状態出土したもので、1枚の幅あたりは1.2cmで、出雲国府の分類ではB類にあたる。大きな変更点はないが、不明瞭であった下捌孔・覆輪孔などを追加した。報告書掲載時にも各孔付近に有機質（紐か）の痕跡の存在が指摘されている。この資料も表面は錆に覆われており、材質などの観察はできていない。第5図15は3枚重ねの小札が2つ重なった状態で出土している。不明瞭であった緘孔や綴孔を確認した。このことから報告書の掲載図から天地を修正している。確認ができたもののうち、緘孔は1列、頭部形状は非円頭である。第5図17は不明瞭であった第1緘孔を確認した。頭部形状は欠損のため、不明である。

3 出雲国府跡出土小札の位置づけ

これまでX線CT調査の概要を示した。主に小札の重なりから状況の不明瞭であった緘孔や綴孔の確認をした。また、布や紐などの有機質の痕跡についても改めて確認することができた。出雲国府跡出土小札の概要については、すでに報告書で述べられているが、ここではX線CTなどの成果をもとにして、改めて出雲国府跡出土小札の位置づけを行いたい。



第5図 史跡出雲国府跡出土小札実測図3 (S=1:2) (島根県教委2023を一部改変)

第2表 史跡出雲国府跡出土小札細分表

分類	A-1 類	A-2 類			B 類	
細分	A-1-a 類	A-2-a 類	A-2-b 類	A-2-c 類	B-a 類	B-b 類
頭部形状	不明	不明	不明	不明	不明	非円頭
緘孔列	不明	不明	不明	不明	1 列	1 列
綴孔数	(4 孔)	(4 孔)	(5 孔)	8 孔?	8 孔	8 孔
下搦孔・覆輪孔数	1 列 2 孔	1 列 1 孔	2 列 2 孔	3 列 3 孔	1 列 1 孔	2 列 2 孔
第3 緘孔	○				○	○
全長	(7.1 cm)	(4.9 cm)	(5.7 cm)	(6 cm)	(6.5 cm)	7.7 cm
最大幅	2 cm	2 cm	2.1 cm	2 cm	1.3 cm	1.2 cm
代表例 (模式図)						

※() 内は現状の数値

(1) 出雲国府跡出土小札の分類

出雲国府跡からは、幅の異なる 2 種類の小札（出雲国府A類、B類）が出土しており、A類の小札が二型小札、B類の小札が三型小札（津野2011）に分類している。今回のX線CT調査によって、緘孔や綴孔、下搦孔・覆輪孔などを新たに確認した小札もあり、上記の 2 分類のさらなる細別を図りたい。

分類にあたっての要素としては頭部形状、緘孔列、綴孔数、下搦孔・覆輪孔数、第3 緘孔の有無、幅などがある。出雲国府跡出土小札の場合は頭部形状が判明するものは限られており、緘孔列の判別ができる資料も少ない。そのため、主にこれまでの第3 緘孔の有無と小札幅の分類に下搦孔・覆輪孔数を加えて、細分案を示したい。

A-1 類で下搦孔・覆輪孔数が判明しているものは、第3 図4 のみで1 列2 孔（A-1-a類）である。A-2 類では、第3 図5、10、第4 図11がある。第3 図10は下搦孔・覆輪孔数1 列1 孔（A-2-a類）、第4 図11は下搦孔・覆輪孔数2 列2 孔（A-2-b類）、第3 図5 は下搦孔・覆輪孔数3 列3 孔（A-2-c類）である。B類では第5 図14、17で下搦孔・覆輪孔数が判明している。17は下搦孔・覆輪孔数1 列1 孔（B-a類）、14は下搦孔・覆輪孔数2 列2 孔（B-b類）である。

以上、A-1 類、A-2 類、B類の 3 大別を下搦孔・覆輪孔数により 6 細別を試みた。破片資料が多く、この分類で網羅できていない細別もあるだろう。今後の資料の増加に期待したい。なお、頭部形状のわかるものには第3 図6（円頭）、第5 図14・15（非円頭）がある。緘孔列については、現状確認できるものは全て1 列である。

(2) 出雲国府跡出土小札付着の有機質について

出土した小札のうち、第3 図4、第4 図11、第5 図14にはそれぞれ、布、あるいは紐の痕跡が確認されている。第4 図11、第5 図14は、2 ないし3 枚の小札が重なった状態で出土しており、小札を綴じる（緘す）紐の痕跡の

可能性がある。緘紐に組紐を使用する例は東大寺金堂鎮壇具、正倉院宝物、長岡京出土小札の3例が知られるのみである(塚本ほか2012)。出雲国府跡出土小札に付着する紐の痕跡は表面上では確認ができておらず、現状で組紐か革紐かの判別は不明である。

また、第3図4は1枚の小札を幅の細い布で巻いている痕跡が確認できるものである。同様の事例は待山遺跡第2号住居跡(千葉県・5世紀後半)、囲護台遺跡374号住居跡(千葉県・7世紀後半)、北川表の上遺跡40号住居跡(神奈川県・6世紀前半)などで紐あるいは幅広の布帯状の有機質で巻かれた小札が出土している(塚本2022)⁽⁶⁾。これらの小札を札甲から外して、布や紐で巻く行為によって製品としての機能を消失させ利用する行為は、鉄器の祭祀利用の作法として注目される(塚本2022)。

小札に残される有機質の痕跡について、X線CTの成果をもとに記した。しかし、その材質などを表面の観察では確認できていない。緘紐(綴紐)の材質などは現状では不明であり、今後の課題といえよう。

(3) 小札を用いた祭祀

これまで述べてきたように出雲国府跡から出土した小札は政庁域である六所脇地区の各調査区で出土している。出土層位も様々で、小札は1～3枚に外された状態で出土していることから、本来的な使用、保管の状態を示す状態で出土しているとは考えられない⁽⁷⁾。また、甲冑1領を構成する出土数もないうえに、型式差のある小札が出土している状況がある。遺構から出土しているものや遺物包含層(耕作土・造成土)から出土するものがあるが、注目すべきは整地層内から出土している点である。T56の第1整地層(19層)からは出雲国府A-2類に位置づけられる小札が出土している。また、第1整地層(19層)の上層(9層)からは出雲国府B類に位置づけられる小札が出土している。第1整地層内からは、第4～5型式(8世紀第3四半期～9世紀前葉)の須恵器と土師器が多く出土しており(島根県教委2019)、第1整地層が形成された時期は9世紀前葉以降と捉えることができる。このことから整地層内から複数型式の小札が外された状態で出土した状況がみてとれそうである。

このように複数型式の小札が同一の場所で出土する状況を示す類例として、長岡宮跡(塚本・山田・初村2012)や平城宮若犬養門付近(諫早2013)、大宰府政庁Ⅲ期整地層最下層⁽⁸⁾(小嶋2010)などがある。いずれも複数型式の小札が同一の場所で、いずれも外された状態で出土している。これら複数型式の小札が外された状態で出土する状況について、武具祭祀と位置づけられている(塚本2016・2022)。この祭祀は、平城京の造営を契機に、地方の拠点的地域に点的に展開し、律令国家の重要拠点でのみ確認できる重要な作法であった可能性が指摘されている。

出雲国府跡でも整地層内から複数型式の小札が外された状態で出土している状況から都城などと同様の祭祀が行われた可能性が考えられる。小札が出土している第1整地層の年代を考えると、出雲国府跡では主要な建物が礎石化し、新たな整地を施したうえで政庁前庭が石敷化する時期(出雲国府Ⅳ期)である(島根県教委2023)。このことから、これらの小札類は政庁の整備にあわせて、土地に対しての鎮物として用いられた可能性があるといえよう。

おわりに

ここまで出雲国府跡出土小札のX線CT調査の成果とそこからみえる小札の位置づけについて検討した。X線CT調査の成果から一部図面の修正を行ったほか、細分などについて検討した。小札の位置づけについては、政庁域の整備に伴って、地鎮などの祭祀に用いられた可能性を指摘した。出雲国府跡政庁域では、このほかにも東脇殿と推定される35・36号建物跡の周辺で土師器甕を用いた祭祀が行われている。現状で6つの土坑を検出しており、その中に納められる土師器甕の形態から時期差があることが指摘されている(島根県教委2023)。土師器甕

から推定される年代は35・36号建物の建て替えの変遷とも整合的である。建物の建て替えに伴う地鎮と政庁域の整備に伴う地鎮で、祭祀形態が異なる可能性がある。出雲国府跡政庁域では様々な祭祀が行われている点は注目される。

このほか検討できなかった課題について示しておきたい。1つ目は生産の問題である。出雲国府跡では地区ごとに機能が分化しており、日岸田地区や樋の口地区が工房地区と位置づけられている。小札について、地方生産を鹿の子C遺跡（茨城県）で行ったことが知られている。下向井龍彦氏は『軍防令』と『延喜式』の記載から軍団兵士の装備にかかわる兵器生産について検討し、甲や横刀、弓など、国府内で統一規格にもとづいて製作されていたことを指摘している⁽⁹⁾（下向井1987）。出雲国府跡の場合も日岸田地区や樋の口地区が工房地区に推定されるが、未製品などの出土はなく、そこでの生産状況については不明である⁽¹⁰⁾。2つ目は伝世の問題である。9世紀代の整地層から祭祀のために用いられた7世紀後葉～8世紀前葉、8世紀中葉の小札が出土する状況から、これらの小札が一定程度の保管・伝世を経ていることがわかる（塚本2022）。国司は、毎年、兵器の数量、状態を調査、点検し「官器仗帳」「百姓器仗帳」を作成し太政官に提出する行政上の義務を有し、その装備は軍団兵庫に収蔵、国司軍毅の厳重な管理下に置いた（下向井1987）。このことから、国府内で生産され、軍団で保管・伝世した甲冑（小札）が祭祀に用いられたと考えることができるだろう。これらの課題については今後の発掘調査の成果とも大きくかかわるであろう。小札1つをとっても、様々な要素を含めた検討が必要である。今後の課題としておきたい。

本稿を成すにあたり、X線CT調査では九州歴史資料館と小林啓氏、加藤和歳氏、木林俊英氏、澤田正明氏に大変お世話になりました。また、報告書の執筆中より、下記の諸氏に資料の提供と助言、ご協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

内山敏行、齊藤大輔、塚本敏夫、津野 仁、橋本 剛、初村武寛

註

- （1）IQ09黒色ビットは1970（昭和45）年に実施された調査区I区に所在する黒色ビットである。Iは調査区名、Q9はグリッド名を示す。当該の調査区、グリッド内のどのビットに対応するものが該当するか不明である。なお、黒色ビットの名称から埋土は黒色土と考えられる。出雲国府跡では黒色土を埋土とする場合、中世以降の遺構であると考えられるが、詳細は不明である。
- （2）幅1～1.5cm前後の幅狭小札が金鈴塚古墳（千葉県）から出土しており、これらの飛鳥・奈良時代型小札甲について7世紀の早い段階には存在している可能性が指摘されている（横須賀2021）。
- （3）図の変更点などを明確にするため、報告書掲載図と掲載順の変更は行っていない。
- （4）この小札に第3緘孔がないとすれば、三型小札以後、再び札幅が広がり、第3緘孔が消滅した段階の四型小札に位置づけられる可能性がある（津野2011）。そうすると、出雲国府跡では3型式の小札が出土していることになる。現状のX線CT画像では判断が難しい部分があり、今回は判断保留にしておきたい。
- （5）第3図5と同様に第3緘孔の有無は判断が難しい。
- （6）このほか氷川神社北方遺跡57号建物跡（東京都・5世紀中）では有機質で巻かれた痕跡のある鉄鋌が出土している（塚本2022）。
- （7）報告等にあたって、小札の出土状況を記録する写真等を搜索したが、その状況を示すものは現状確認できていない。
- （8）令和3年度の蔵司地区の発掘調査において、総柱礎石建物の基壇内部から小札が出土している（九州歴史資料館2021）。
- （9）『延喜式』兵部省75諸国器仗で出雲国は「甲五領、横刀十口、弓二十張、征箭二十具、胡籥二十具」とみえる。
- （10）日岸田地区からは板状鉄製品の出土はないが、羽口など金属器生産にかかわる資料が出土している。大舎原地区や宮の後地区から出土した板状鉄製品（島根県教委2005・2008）についてX線写真撮影を行ったが、小札とは認められなかった。

引用・参考文献

- 諫早直人2013「平城宮若犬養門付近出土の小札甲」『奈良文化財研究所』紀要2013 奈良文化財研究所
- 元興寺・元興寺文化財研究所2017『鎮物としての武器・武具』
- 九州歴史資料館2021「特別史跡『大宰府跡』・蔵司地区の調査成果～大宰府史跡第246・250次調査～」(令和3年度 大宰府史跡現地説明会資料)
- 小嶋篤2010「大宰府政庁跡出土小札の検討」『九州歴史資料館研究論集』35 九州歴史資料館
- 島根県教育委員会2005『史跡出雲国府跡』3
- 島根県教育委員会2008『史跡出雲国府跡』5
- 島根県教育委員会2013『史跡出雲国府跡』9 総括編
- 島根県教育委員会2019『史跡出雲国府跡』10
- 島根県教育委員会2023『史跡出雲国府跡』11
- 下向井龍彦1987「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』175 広島史学研究会
- 塚本敏夫2014「古代・中世における武具埋納祭祀の具体相」『日本考古学協会第80回総会 研究発表要旨』日本考古学協会
- 塚本敏夫2016「古代・中世における武具埋納祭祀の需要と展開」『日本考古学協会第82回総会 研究発表要旨』日本考古学協会
- 塚本敏夫2022「儀仗としての武器・武具—古代・中世における武具祭祀の展開—」『古代武器研究』17 古代武器研究会
- 塚本敏夫・山田卓司・初村武寛2012「長岡京出土小札の再検討」『都城』23 財団法人向日市埋蔵文化財センター
- 津野仁1998「東大寺出土甲と古代小札甲の諸要素」『研究紀要』6 財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 津野仁2011『日本古代の武器・武具と軍事』吉川弘文館
- 津野仁2023「古代小札甲から平安時代大鎧の研究と変遷」『季刊考古学』165 雄山閣
- 初村武寛2015「東大寺金堂鎮壇具挂甲残闕を再考する」『国宝東大寺金堂鎮壇具保存修理調査報告書』宗教法人東大寺
- 横須賀倫達2021「仕様と系列から後期型小札甲を考える」『古墳文化基礎論集』古墳文化基礎論集刊行会